

西条市犯罪被害者等支援条例（仮称）の基本的な考え方

西条市 市民生活部 人権共生課

1 条例制定の背景

（１）国における支援の状況

平成１６年に「犯罪被害者等基本法」が制定され、国、地方公共団体、および国民それぞれの責務が明文化されました。この法律に基づき、国はこれまで基本計画を策定し、被害者の権利利益の保護を図ってきました。

近年では、被害者が直面する経済的困窮や精神的苦痛等の深刻な状況に対応するため、支援策が大きく拡充されています。具体的には、令和５年６月の国の犯罪被害者等施策推進会議における「犯罪被害者等施策の一層の推進について」の決定により、居住地域にかかわらず、誰もが適時適切に途切れることなく支援を受けられるよう、国・都道府県・市区町村・警察の役割分担と連携が明確化されました。

さらに、現在は令和８年３月に閣議決定された「第５次犯罪被害者等基本計画」に基づき、より包括的な支援が強力に推進されています。同計画では、新たに「犯罪被害者等支援弁護士制度」を活用した経済的・法的支援や、被害状況を何度も説明する精神的負担を軽減するための「被害者手帳」の交付、窓口のたらい回しを防ぐワンストップ支援体制の強化など、生活再建や被害回復に向けた具体的な施策が盛り込まれています。

（２）県における支援の状況

県では、犯罪被害者等が受けた被害の早期回復や軽減、そして生活の再建を図り、誰もが安心して暮らせる社会を実現するため、令和５年４月に「愛媛県犯罪被害者等支援条例」が施行されました。

県条例では、支援の基本理念や基本事項を定めるとともに、県、県民、事業者、市町および民間支援団体のそれぞれの責務を明らかにし、総合的かつ計画的な支援を推進することとしています。

また、県内のどこにおいても一律で公平な経済的支援が行えるよう、県と市町が共同で支援金制度を運用しています。

（３）西条市における条例制定の位置づけ・意義

犯罪被害は、ある日突然、誰の身にも起こり得るものです。被害に遭われた方やそのご家族（以下「犯罪被害者等」）は、事件による直接的な被害にとどまらず、想像を絶する困難に直面します。具体的には、周囲の無理解や心ない

言葉、インターネット上での誹謗中傷といった「二次被害」に苦しむほか、心身の不調や経済的な困窮、住まいや雇用の問題によって生活が不安定化し、さらには刑事事件や法律に関する煩雑な手続きへの対応にも追われることになります。

こうした身体的・精神的・経済的な負担を軽減するため、「犯罪被害者等基本法」や県の条例（令和5年4月施行）に基づき、支援が進められています。

西条市としても、県や関係団体と連携し、市民の誰もが安心して暮らせる地域社会を実現するため、「西条市犯罪被害者等支援条例（仮称）」を制定するものです。

2 条例の目的

犯罪被害者等に対する支援に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者及び関係機関等の責務を明らかにするとともに、施策の基本的事項を定めることにより、犯罪被害者等の権利及び利益の保護並びに被害の早期回復及び軽減に向けた取組の推進を図り、市民が安全で安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とします。

3 条例に盛り込む内容について

（1）目的

犯罪被害者等基本法の趣旨に基づき、犯罪被害者等の支援に関して、基本理念を定め、市・市民・事業者の責任と義務を明らかにし、犯罪被害者等の支援のための施策の基本となる事項を定め、犯罪被害者等の支援を総合的かつ計画的に推進することによって、犯罪被害者等が受けた被害の早期回復や軽減並びに犯罪被害者等の生活の再建を図り、市民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とします。

【考え方】

犯罪被害者等基本法及び愛媛県犯罪被害者等支援条例を踏まえて定めます。

（2）定義

犯罪等	犯罪やこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為
犯罪被害者等	犯罪等の被害に遭った者とその家族又は遺族
犯罪被害者等の支援	犯罪被害者等が、その受けた被害を回復・軽減し、再び平穏な生活を過ごせるようにするための取組

二次被害	犯罪被害者等が、犯罪等による直接的な被害を受けた後に、その被害に関する他人の理解や配慮に欠ける言動、インターネット等の利用による誹謗中傷、過剰な取材、報道等によって犯罪被害者等が受ける、精神的な苦痛、心身の不調、名誉の毀損、日常生活・社会生活における平穏の侵害、経済的な損失やその他のこれらに類する被害
民間支援団体	犯罪被害者等早期援助団体（犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律第23条第1項に規定する団体をいう。）やその他の犯罪被害者等の支援を主たる目的として適切に行う民間の団体
関係機関	国、県その他の関係機関及び犯罪被害者等の支援を行う公共的団体や民間支援団体、その他の犯罪被害者等の支援に携わるもの
市民	市に居住・通勤・通学する者
事業者	市において事業を営む個人・法人・その他の団体

（３）基本理念

すべての犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有します。

犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が犯罪等によって受けた被害の状況、犯罪被害者等が置かれている状況やその他の事情に応じて、適切に行われるとともに、その犯罪被害者等の支援によって二次被害が発生することのないように、十分に配慮して行われなければなりません。

犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるように、市と関係機関による相互の連携と協力の下、必要な支援が途切れることなく行われなければなりません。

【考え方】

この条例の目的の実現に向け、犯罪被害者等の支援のあるべき姿、施策の推進にあたって重要となる考え方を規定します。犯罪被害者等の個人の尊重、二次被害への配慮、関係機関が連携して犯罪被害者等への支援にあたることなどを規定しています。なお、関係機関の連携については、条例制定の背景にも記載しましたが、市や、国、県、県警察、犯罪被害者等への支援団体などが連携し、必要な支援を途切れることなく実施することとしています。

（４）市の責務

市は、この条例の目的を達成するために、基本理念に基づき、関係機関と適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援のための施策を策定し、関係機関と連携・協力して施策を実施する責任と義務を負います。

【考え方】

市は、この条例の目的を達成するために、基本理念に基づき、関係機関との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援のための施策を策定し、関係機関と連携・協力して施策を実施する責任と義務があります。

（５）市民の責務

市民は、基本理念に基づき、犯罪被害者等が置かれている状況と犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、二次被害が発生しないように十分に配慮するとともに、市が実施する犯罪被害者等の支援のための施策に協力するよう努めるものとします。

【考え方】

市民の皆様の責任と義務を規定しています。いつ・どこで・誰が犯罪の被害に遭うのか分かりません。市民の皆様には、犯罪被害者等への理解を深めるとともに、安易な噂の流布などによる誹謗中傷等の二次被害を防止し、市が実施する施策への協力をお願いしています。

（６）事業者の責務

事業者は、基本理念に基づき、犯罪被害者等が置かれている状況と犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、二次被害が発生しないように十分に配慮するとともに、市が実施する犯罪被害者等の支援のための施策に協力するよう努めるものとします。

【考え方】

事業者の皆様の責任と義務を規定しています。市民の責任と義務に加え、事業者様につきましては、雇用する従業員などが、犯罪被害に関する裁判等の手続で就労が難しい場合の配慮を求めています。

（７）相談及び情報の提供等

市は、犯罪被害者等が日常生活・社会生活を円滑に過ごせるようにするた

め、犯罪被害者等が直面している問題について相談に応じ、必要な情報提供を行うとともに、その問題についての関係機関との連絡・調整を行うものとします。

市は、相談及び情報の提供等を総合的に行うための窓口を設置するものとします。

【考え方】

犯罪被害者等については、必要な支援が受けられず、孤立してしまうことがあるため、直面する困難等の軽減・解決に必要な情報を届けます。また、犯罪被害者等が被害を受けたことで、必要な行政手続きを行う際に、複数窓口で被害の状況を繰り返し説明させるようなことがないよう、相談及び情報提供等を総合的に行うための窓口を設置します。

（８）経済的負担の軽減

市は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るとともに、日常生活を過ごすことが困難となった犯罪被害者等を支援するために、県と連携して支援金の給付やその他の必要な施策を考え実施するものとします。

【考え方】

県と市町が一体となって、殺人などの故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者の御遺族や、重傷病や精神疾患を負われた犯罪被害者の方に対して、経済的負担の軽減を図るための見舞金等を給付（交付）します。

なお、令和８年度において、県と県内市町が共同実施している見舞金等は以下のとおりです。

支援メニュー	支援金額	概要
遺族見舞金	60 万円	犯罪被害により亡くなられた方の御遺族に支給
重傷病見舞金	30 万円	犯罪行為により重傷病を負った方に支給
精神療養支援金	5 万円	犯罪行為により精神疾患を負った方に支給
転居費用助成金	20 万円	犯罪行為により従前の住居に居住することが困難となった方又はその御遺族に転居費用を助成
再提訴費用助成金	33 万円	損害賠償命令確定後支払いを受

		けることなく消滅時効が迫っている場合の再提訴費用を助成
遺児支援金	3 万円	犯罪行為により亡くなられた方の遺児に対して支給

※支援制度には、対象となる条件があります。また、支援金額に記載している額については、定額又は最大の金額を記載しています。

（９）保健医療サービス及び福祉サービスの提供

市は、犯罪被害者等が心身に受けた影響から早期に回復し、日常生活を円滑に過ごせるようにするために、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービスと福祉サービスが提供されるように、必要な施策を考え実施するものとします。

【考え方】

犯罪被害からの回復において、保健医療サービスや福祉サービスは特に重要なものです。市は犯罪被害者等の支援に特化していない、様々なサービスを実施しており、それらを最大限に活用し、必要なサービスが必要な方に届くように施策を行います。

（１０）居住の安定

市は、犯罪等によって、被害時の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、市長が必要と認める犯罪被害者等に対して、一時的な居住のための住居の提供やその他の必要な施策を考え実施するものとします。

【考え方】

再度犯罪に遭う可能性が高い場合や、心理的要因などにより、被害時の住居に住み続けることができなくなった場合に、市営住宅への一時入居や、「（８）経済的負担の軽減」に掲げる転居に関する費用の補助などを行い、犯罪被害者等の居住の安定を図ります。

（１１）市民及び事業者の理解の増進

市は、市民と事業者が、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の支援の必要性、二次被害が発生することの防止の重要性等について理解を深め

ることができるように、広報・啓発やその他の必要な施策を考え実施するものとします。

【考え方】

犯罪被害者等への理解を広めるため、市は広報や啓発活動を行います。

（１２）民間支援団体への支援

市は、民間支援団体が犯罪被害者等の支援を効果的に推進し、その活動が促進されるように、市が実施する犯罪被害者等の支援のための施策に関する情報の提供やその他の必要な支援を行うものとします。

【考え方】

柔軟かつ迅速な対応が可能な民間支援団体は、関係機関の連携による犯罪被害者等への途切れない支援を行う上で不可欠な存在です。市は、民間支援団体の活動の充実のために必要な支援を行います。

（１３）個人情報の適切な管理

市は、犯罪被害者等の支援における個人情報の保護の重要性を認識し、犯罪被害者等又は関係機関から提供を受けた個人情報を適切に管理しなければなりません。

【考え方】

個人情報の保護に関する法律において、「犯罪により害を被った事実」は、「要配慮個人情報」に当たるとされており、個人情報の中でも、犯罪被害に関する情報は、その取扱いに特に配慮が必要であり、情報管理の徹底が極めて重要となります。

（１４）委任

本条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定めます。

４ 条例制定のスケジュール

令和９年３月定例会において議会へ条例案を提出する予定です。